

南丹市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

令和 年 月 日

教育委員会告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南丹市立図書館(以下「図書館」という。)の雑誌スポンサー制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、図書館が定期購読する雑誌について、雑誌スポンサーから提供を受け、当該雑誌の書架及び最新号カバーに、当該雑誌スポンサーの名称及び広告を掲示した上、図書館の雑誌コーナーに配架し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

(雑誌スポンサーの要件)

第3条 雑誌スポンサーになることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 企業、商店及びその組織や団体
- (2) 公社、公団、公益法人又はこれに類するもの
- (3) 個人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとして適当であると教育長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の業種等いずれかに該当するものは、雑誌スポンサーになることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者
- (4) そのものの行う活動の主たる目的が、次のいずれかに該当すると認められるもの
ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第3条第1項の規定による再生手続開始の決定、会社更生法(平成14年法律第154号)第41条第1項の規定による再生手続開始の決定又は破産法(平成16年法律第75号)第30条第1項の規定による破産手続開始の決定を受けたもの

(6) 法令、市の条例又は規則その他の規定(以下「法令等」という。)に違反したことにより刑事処分、行政処分その他の措置を受けているもの

(7) 前各号に掲げるものに類すると教育長が認めるもの
(雑誌スポンサーの申込み)

第4条 雑誌スポンサーになろうとするものは、教育長が別に指定する雑誌のうちから、図書館に提供する雑誌を選定し、その提供を開始しようとする日の2箇月前までに南丹市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に必要書類を添えて教育長に提出するものとする。この場合において、同一の雑誌提供先の同一の雑誌に対して複数の申込みがあった場合は、申込みの早いものを優先するものとする。

2 教育長は前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、雑誌スポンサーの可否を決定し、南丹市立図書館雑誌スポンサー決定(却下)通知書(様式第2号)により当該申込みを行った者に通知するものとする。

(雑誌の提供と所有権等)

第5条 雑誌スポンサー(前条第2項による決定の通知を受けたものをいう。以下同じ。)は、同条第1項の規定により選定した雑誌を図書館が指定する方法により、4月1日から3月末日までの年度単位で図書館に提供するものとする。ただし、同条第2項の通知書に記載の提供期間の開始月が当該年度の途中である場合は、当該開始月に発刊される号から当該年度における最終発刊号までとする。

2 雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌は、南丹市が所有権を有する。

3 雑誌スポンサーは、年度途中での提供雑誌の変更はできない。ただし、休刊及び廃刊等により、引き続き当該雑誌の提供が困難であるときは、図書館と協議の上、別の雑誌に変更することができるものとする。

4 提供雑誌の配架場所及び広告掲載場所は、図書館が決定する。

(費用負担)

第6条 雑誌スポンサーは、雑誌の購入に係る費用の全額を負担するものとする。この場合において、当該費用は、雑誌スポンサーが雑誌納入業者に一括先払いにより、直接支払うものとする。

2 前項の前払以後、雑誌の購入費用に変更があった場合には、その差額は雑誌スポンサーと雑誌納入業者において直接精算するものとする。

3 振込手数料等支払に必要な経費及び広告に係る経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

(広告の規格等)

第7条 広告の規格は、教育長が別に定める広告規格書に基づき、雑誌スポンサーが作成するものとする。

(広告の責任)

第8条 掲載広告についての責任は、雑誌スポンサーが全て負うものとする。

(広告の範囲)

第9条 第7条に規定する広告は、公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、住民に不利益を与えないものとし、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、広告表示の対象としない。

- (1) 法令等に抵触し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 基本的人権や他の者の権利を侵害するもの
- (4) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 政治又は宗教若しくは思想に関するもの
- (6) 誇大、虚偽、誤認等のおそれがあるもの
- (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと教育長が認めるもの

(広告の掲載内容の変更)

第10条 雑誌スポンサーは、広告の掲載期間途中において広告の内容を変更しようとするときは、南丹市立図書館雑誌スポンサー広告変更申込書(様式第3号)に、新たな掲載広告案を添付して教育長に提出するものとする。

(広告の掲載取下げ)

第11条 雑誌スポンサーは広告の掲載期間の満了までに広告掲載を中止する時は、南丹市立図書館雑誌スポンサー広告取下届(様式第4号)により届け出るものとする。この場合において、雑誌納入事業者へ支払われた雑誌経費等についてはこれを返還しない。

(雑誌スポンサーとなる期間)

第12条 雑誌スポンサーとなることができる期間は、第4条第2項の通知書に記載の提供期間とする。ただし、当該期間が属する年度の1月末日までに教育長又は雑誌スポンサーのいずれからもスポンサー解約の意思表示がない場合は、同じ要件により掲載期間満了の日の翌日から1箇年度の更新を自動的に行うものとし、それ以降も同様とする。

2 雑誌スポンサーは、前項ただし書に規定する更新を行わないときは、南丹市立図書館雑誌スポンサー広告解約届(様式第5号)により届け出るものとする。

(雑誌スポンサーの取消し)

第13条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。この場合において、雑誌納入事業者へ支払われた雑誌経費等については、これを返還しない。

(1) 雑誌スポンサーが倒産又は解散等により消滅したとき。

(2) 雑誌スポンサーとして適当でないと教育長が認めるとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、南丹市立図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

年 月 日

南丹市教育長 様

住所
名称
代表者 印
電話 FAX

南丹市立図書館雑誌スポンサー申込書

南丹市立図書館の雑誌スポンサーに応募したいので、南丹市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1 提供雑誌名

①..... ②.....
③..... ④.....

2 希望する雑誌提供先（○をつけてください。）

南丹市立中央図書館・南丹市八木図書室・南丹市日吉図書室・南丹市美山図書室

※ 希望に添えない場合があります。

3 期間 年 月 日から 年3月31日まで

なお、広告掲載年度の1月末までに解約の意志表示がない場合は、掲載期間満了の日の翌日から1箇年度の更新を自動的に行うものとし、それ以降についても同様とします。

4 添付書類

(1) 掲載広告案

5 その他

- (1) 要綱及び関係法令等を遵守します。
- (2) 上記「1 提供雑誌名」の雑誌を図書館に提供し、指定された方法により経費の全額を負担します。
- (3) 提供する雑誌の取扱いについては、図書館に一任します。

第 号
年 月 日

様

南丹市教育委員会
教育長

印

南丹市立図書館雑誌スポンサー決定（却下）通知書

年 月 日に申し込みのありました南丹市立図書館雑誌スポンサーについては、南丹市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定により、下記の通り決定（却下）したので通知します。

記

決定（却下）区分	決 定	却 下
	理 由	
雑誌の名称		
配架する図書館（室）名		
提 供 期 間	年 月から	年 月まで

（注）

- 1 提供された雑誌の所有権は南丹市に帰属します。
- 2 雑誌の配架位置、保存期間、廃棄その他提供された雑誌の取扱いについては、図書館が決定します。
- 3 雑誌の業者への支払いは、要綱第6条第1項の規定により一括払いとします。振込手数料が発生する場合は、雑誌スポンサー様のご負担になります。なお、価格変動による追加徴収、返金等は納入業者と直接調整してください。
- 4 提供する雑誌が廃刊となる場合、その他雑誌の提供ができなくなると見込まれる場合は、あらかじめ南丹市立図書館と協議してください。
- 5 他誌への切り替えなどについては、南丹市立図書館と協議願います。
- 6 広告表示期間は、提供期間内の発行雑誌とします。ただし、表示の開始は雑誌配架時とします。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

南丹市教育長 様

名 称

代表者

印

南丹市立図書館雑誌スポンサー広告変更申込書

南丹市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第10条の規定により、下記のとおり広告内容を変更したいので、掲載広告案を添えて申し込みます。

記

1 提供雑誌名

2 変更を必要とする理由

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

南丹市教育長 様

名 称

代表者

印

南丹市立図書館雑誌スポンサー広告取下届

南丹市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第11条の規定により、下記のとおり広告掲載を取り下げます。

記

1 提供雑誌名

①..... ②.....

③..... ④.....

2 雑誌提供先（○をつけてください。）

南丹市立中央図書館・南丹市八木図書室・南丹市日吉図書室・南丹市美山図書室

3 取下げ期日 年 月 発刊号から

4 当初掲載予定期間 年 月 日から 年3月31日まで

年 月 日

南丹市教育長 様

名 称

代表者

印

南丹市立図書館雑誌スポンサー広告解約届

南丹市立図書館雑誌スポンサーを今年度末をもって解約したいので、南丹市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 提供雑誌名

①..... ②.....
③..... ④.....

2 雑誌提供先（○をつけてください。）

南丹市立中央図書館・南丹市八木図書室・南丹市日吉図書室・南丹市美山図書室

3 期限 年度末最終発刊号まで

（注）届出期限 掲載年度の1月末日まで